

# 仕 様 書

- 1 業 務 名 令和8年度(2026年度)市営住宅明渡し等強制執行補助業務委託(単価契約)
- 2 目 的 強制執行対象者への滞納家賃の解消及び市営住宅の明渡し手続きを円滑に進めることを目的とする。
- 3 履行場所 熊本市一円
- 4 履行期間 契約締結日から令和9年(2027年)3月31日
- 5 契約種別 単価契約
- 6 予定数量 120件程度
- 7 提出成果品
  - (1) 強制執行期日管理表
  - (2) 強制執行催告事前調査報告書
  - (3) 強制執行建物明渡し交渉記録
  - (4) 強制執行結果報告書
  - (5) 完了届
- 8 完成品納入場所 熊本市都市建設局住宅部市営住宅課
- 9 委託の内容
  - (1) 強制執行時の立会
  - (2) 強制執行対象者への住宅明渡しに係る交渉及び現地調査〔強制執行の第1回目(催告日)前の事前調査を含む〕
  - (3) 強制執行対象者、執行官及び熊本市との相互間の協議並びに連絡調整等の業務
  - (4) その他強制執行に付随する補助業務  
(申立及び取下げに係る手続きに関すること及び公金の取扱を除く)  
ただし、強制執行の手続きの進行状況により、上記で必要としない業務が発生した場合は、熊本市の指示又は承認を得て省略することができる。

## 10 特記事項

- (1) 強制執行期日及び各期日の対応については、裁判所及び熊本市と常に連絡を取り、遺漏のないようにすること。
- (2) 個人情報の取扱については、「個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）」を遵守し、「個人情報の取扱いに関する特記事項（別紙）」に基づき、個人情報の漏洩を防止する体制が整備されていること。または、(財)日本情報処理開発協会よりプライバシーマークを付与されていること。
- (3) 業務については「委託業務指令書」をもってする。
- (4) 業務は別紙「業務履行マニュアル」に従って行うこと。
- (5) 業務に従事する者は、本市より交付された身分証明書を携帯すること。また、本業務が完了したときは、速やかに身分証明書を返納すること。
- (6) 催告、断行などが続く場合は移動時間等を考慮し、立会を確実に履行出来るようにすること。
- (7) 委託料の支払いは、原則として当月末締め翌月末払いとする。支払日は適正な請求書を受理した日から起算して30日以内とする。請求は、可能な限り早期におこなうこと。
- (8) 委託料の支払い対象は、事前調査のため債務者又は同居人へ訪問等により現に接触した以降とし、それ以前に事件が取り下げとなった場合は対象としない。
- (9) 債務者の動産が保管となった場合には、その保管期間の終了をもって当該事件に関する業務の完了とする。
- (10) 緊急時にいつでも連絡が取れるよう、連絡体制が整備されていること。
- (11) 緊急を要し、やむを得ず立会いが困難な場合は、必ず他の指定代理人が立ち会うこと。